

第1章 制限行為能力者・意思表示レジュメ

1 権利能力

☆ 講義

1. 権利能力とは何か？

知能の高い猿といえども、「物を所有」したり「契約」したりすることが認められていません。これはなぜでしょうか？それは、権利能力がないからです。

権利能力とは、「契約をしたり」「物を所有したり」できる地位や資格のことです。人には契約をする地位・資格が民法により認められていますが、「知能が高く話せる猿」といっても契約をする地位・資格がみとめられていません。つまり、猿は、「契約をした」とか「これは私の物だ」と法律上は主張できないのです。

権利能力は、すべての**自然人**と**法人**が有しています。自然人と法人以外に権利能力が認められることは、「**胎児の特則**」以外ありません。ですから、例えば「**法律の規定に基づかずに設立した団体**」は**権利能力を有しません**。このような団体を「**権利能力なき社団**」といいます。

2. 胎児の特則

胎児は自然人でないため、原則として権利能力を有しません。しかし、それではあまりにも可哀想な場合があります。次の例題を解きながら考えてみましょう。

〈例題〉

妊娠している女性Aがいます。その女性のお腹を甲が殴りました。

その加害行為が原因でAの胎児Bは障害を持って生まれてきました。胎児は、甲に損害賠償請求できるでしょうか？

まず確認しておかなければならないことは、胎児Bの母親であるAは加害者甲の傷害による損害（ケガ等）があれば、「治療費を払え！」「休業手当を払え」などと損害賠償請求ができます。これは当たり前ですね。

問題は胎児Bが加害者甲に損害賠償請求できるか否かです。加害行為時にBは生まれていないので法律上は人ではありません。ですから、権利能力を有しないので、甲に対して損害賠償請求できないはずですが、これではあまりにも可哀想です。そこで、民法は「胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす」と規定しました（§ 721）。つまり721条は、「損害賠償請求権については、胎児も権利能力を有する」と言っているのです。ですから、Bは甲に対し損害賠償請求をすることができます。

このように、胎児にも権利能力を認める特則が民法には4つあります。それは**損害賠償請求**（§ 721）、**認知**（§ 783 I）、**相続**（§ 886）、**遺贈**（§ 965）です

テキスト3頁

用語解説《自然人・法人》
 自然人とは、生きている人間のことです。皆さんも自然人です。生きているとは、「生まれてから死ぬまで」のことです（§ 31）。
 法人とは、法律上人とみなされる存在をいいます。会社はその例です。会社は会社法という法律に基づいて設立されています。

用語解説《社団》
 社団とは、「人の集まり」のことです。つまり「社会・団体」のことですね。

攻略ゴロ合わせ1
 胎児の「人相村医」
 ①認知（にん）
 ②相続（そう）
 ③損害賠償請求（そん）
 ④遺贈（い）

☆ 重要事項

権利義務の主体となることができる能力（地位）を**権利能力**といい、すべての**自然人と法人**が権利能力を有する（§31）。

権利能力なき社団（法律の規定に基づかずに成立した団体）は権利能力を有しない。

胎児も、

- ① 損害賠償請求（§721）
- ② 認知（§783I）
- ③ 相続（§886）
- ④ 遺贈（§965）

については、権利能力を有します（**ゴロ合わせ1** 胎児の「人相村医」）。

☆ 過去問

1. 団体Aが法律の規定に基づかずに成立した任意の団体であった場合、Aが、売主Bとの間で土地の売買契約を締結しても、当該土地の所有権はAに帰属しない。(H17-1-3)

解説

1. ○ 正しい。法律の規定に基づかずに成立した任意の団体は、権利能力を有しない。だから、契約は締結できないし、所有権も取得できない。

テキスト3頁

2 意思能力

☆ 講義

1. 意思能力とは何か？

自然人であれば契約をすることができます。ではここで問題です。

- ① 生まれたばかりの赤ちゃん
- ② 酩酊^{めいてい}状態の人（ものすごい酔っ払い）
- ③ 事理を弁識する能力を完全に欠く人（重い精神障害がある人）

①②③の人たちは自然人ですから、権利能力を有します。ですが、この人たちは契約をすることができません。なぜなら、彼らは意思能力を欠いているからです。意思能力とは、「契約をする意思」や「契約とは何かを理解できる意思」のことです。例えば、大人が3歳の女の子と婚約をしても、その婚約は**無効**（テキスト4頁参照）です。なぜなら3歳児には「婚約をする意思」や「婚約とは何かを理解する意思」がないからです。

さらに詳しく

契約が成立する為にはお互いの**合意**が必要です。合意するためには、お互いの意思表示が必要です。さて、「契約を理解できる能力がない人間」が何か言ったとして、それを意思表示と呼べるでしょうか。頭が動いていない人の言葉に意図があるとは考えられないはず。契約を締結するための意思表示には、**契約を理解できる意思と契約を結ぶ意思**が必要だからです。この意思を持てるだけの能力を法律では「**意思能力**」といいます。

☆ 重要事項

意思能力とは「**契約を理解できる意思と契約を結ぶ意思**」の能力である。意思能力のない者の例としては、「酩酊状態の者」や「重度の精神病患者」や「幼い子供」がある。

意思能力のない者のした法律行為は**無効**である。

☆ 過去問

解説

1. × 誤り。意思能力のない者が

1. 意思能力を欠いている者が土地を売却する意思表示を行った場合、その親族が当該意思表示を取り消せば、取消しの時点から将来に向かって無効となる。(H15-1-1)
2. AとBが売買契約をした場合に、買主Bが意思無能力者であった場合、Bは、Aとの間で締結した売買契約を取り消せば、当該契約を無効にできる。(H17-1-2)

した契約は取り消すまでもなくはじめから無効である。取り消してから効果がなくなるのではない。

2. × 誤り。1の解説参照。

3. 公序良俗

テキスト19頁

☆ 講義

(1) 公序良俗

契約は守らないといけません。そんなのは当たり前ですね。では、次のような場合はどうですか？

	<p>BはCに馬鹿にされました。 Bは怒っています。 BはCを殺すことを決意します。</p>
	<p>Bは殺し屋のAに殺人の依頼をしました。 AはCの抹殺を快諾しました。</p>
	<p>しかし、その後、Aは改心してしまいました。 これは、契約違反^{※1}です。 Bは約束を守れとAを訴えました。 Bは裁判で勝つことができるでしょうか？</p>

※1 契約違反のことを、法律用語では**債務不履行**といいますが。

結論から言えば、BはAに裁判で訴えて勝つことはできません。なぜなら、民法は「**公序良俗に反する法律行為は無効だ**」と言っているからです (§ 90)。公序良俗とは、公の秩序や善良な風俗のことです。つまり、「**社会正義**」のことです。公序良俗に反する契約は無効とは、社会正義に反する契約は無効という意味です。

社会正義に反する契約とは、次のようなものです^{※2}。

<p>殺人契約のような、犯罪をすることを目的とする契約 「賭博のために使う」と言っている人に金を貸す契約 法外な価格で物を売りつける契約</p>
--

☆ 重要事項

公序良俗反する法律行為は無効である (§ 90)。

☆ 過去問

1. Aは、「近く新幹線が開通し、別荘地として最適である」旨のBの虚偽の説明を信じて、Bの所有する原野（時価20万円）を、別荘地として2,000万円で購入する契約を締結した。Aは、当該契約は公序良俗に反するとして、その取消しを主張するとともに、Bの不法行為責任を追及することができる。(H6-2-1)

解説

1. × 誤り。公序良俗違反は無効です。例えば殺人契約が取消すまで有効だと怖すぎます。

4 錯誤

☆ 講義

1. 動機の錯誤

(1) 「動機の錯誤」と「表示の錯誤」

「動機の錯誤」とは、表示した動機に錯誤がある場合をいいます。例えば、空腹のためラーメンを注文したが、実は空腹でなかった場合です。「空腹」が「ラーメンを注文した動機」です。

「表示の錯誤」とは、ラーメンとそうめんが同じものであると勘違いして、ラーメンを注文するつもりで「そうめんください」と注文してしまうことです。

原則として動機の錯誤では錯誤無効を主張することができません。表示の錯誤では錯誤無効を主張できます(判例)。動機の錯誤まで、錯誤として表意者を保護すると、取引の安全が著しく害されます。ですから、動機の錯誤は95条の錯誤から除外されているのです。

しかし**例外として、動機の錯誤は、動機が表示されているときは無効を主張できます**(判例)。ですから「おながが空いたからラーメン下さい」と注文したならば、実は空腹でなかった場合、動機の錯誤が認められる余地があります(重過失の要件を満たせない可能性が高いですが・・・)。

☆ 重要事項

動機の錯誤は、動機が表示されているときは無効を主張できる(判例)。

☆ 過去問

1. Aが、Bに住宅用地を売却した。Aが、今なら課税されないと信じていたが、これをBに話さずに売却した場合、後に課税されたとしても、Aは、この売買契約が錯誤によって無効であるとはいえない。(H13-2-3)

2. AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。錯誤が、売却の意思表示をなすについての動機に関するものであり、それを当該意思表示の内容としてAがBに対して表示した場合であっても、この売却の意思表示が無効となることはない。(H17-2-2)

解説

1. ○ 正しい。課税されないと信じていたというのは「動機」である。動機の錯誤は明示されていなければ無効主張できない。

2. × 誤り。1の解説参照

5 取消することができる法律行為のその他の問題点

☆ 講義

テキスト26頁

テキスト35頁

「取り消すことができる法律行為」とは、

- ① 制限行為能力者が単独でした法律行為
 - ② 詐欺・強迫によってなされた法律行為
- のことです。

1. 時効・法定追認

制限行為能力者制度のところで学習した、いつまで取り消せるか（14頁）、法定追認（15頁）は詐欺・強迫による取消しの場合にも妥当します。

例えば、詐欺による取消権は、騙されている状態から回復して5年以内に行使しなければいけません。

また、騙されたと知りながら、履行の請求をしたりすると、法定追認事由に該当し取消権を失います。

2. 取消し後の原状回復

前提知識《同時履行の抗弁権》

AはBから車を100万円で買うことにしました。この場合、Aが先に100万円を払うべきでしょうか？それともBが先に車を引き渡すべきでしょうか？

答えは民法の533条にあります。読んでみましょう。

民法533条（同時履行の抗弁権）

売買など、双方が義務を負う契約をした場合は、その履行は同時におこなう。だから、相手が履行しないなら、それを理由として自己の履行を拒むことができる。

民法533条によりAとBは債務を同時に履行することになります。

用語解説《抗弁権》

抗弁権とは、相手方の請求を拒むことができる権利である。

判例は、民法533条を**取消し後の原状回復義務にも使う**ことを明らかにしています。つまり、取消し前に引き渡した物があれば、取消し後の原状回復（引き渡した物の返還）は同時履行となるのです。

☆ 重要事項

取消し後の原状回復義務は同時履行の関係となる（判例）。

☆ 過去問

1. AがBの欺罔行為によって、A所有の建物をCに売却する契約をした。AがCに所有権移転登記を済ませ、CがAに代金を完済した後、詐欺による有効な取消しがなされたときには、登記の抹消と代金の返還は同時履行である。（H14-1-2）

1. ○ 正しい。